

講 演

グローバルゼーションと法曹教育

トレヴァー C・W・ファロー^①
(邦訳と解説) 山口 延彦

本報告^②の主題は、第二に、グローバルゼーション^③をどのように語ったらいいかということ、第二にこの検討から生じてくる二つのテーマ、第三にこのような議論にロー・スクールはどのように取り組むべきかということです。第一部では、グローバルゼーションの概念をはっきりさせて (conceptualize) それに係る二つの競合している方法、話の筋 (stories) を見たいと思います。つまり、(i) グローバリゼーションの内側 (from the inside) から見た話 (ii) グローバリゼーションを外側から (from the outside) から見た話 (iii) 昨年九・一一ニューヨーク・ワシントン同時複合テロ後のグローバルゼーションについての話です。次いで、第二部で私が検証します (identifying)

のは、今挙げましたグローバリゼーションをめぐる三つの筋道から出て参ります二つのテーマです。すなわち (i) 規範的過程 (normative process) としてのグローバリゼーション (ii) グローバリゼーションの行く末 (future) について活発に議論をする必要が生じているということです。次いで第三部で私が検証しますのは、今述べました二つのテーマにどのようにロー・スクールが参画 (participate) できるか、又参画すべきかという点についての二つの領域 (two areas)、すなわち、(i) カリキュラムの改善 (ii) 研究調査のエトスについてであります。

I グローバリゼーションの三つの筋道

(i) 最初の話：グローバリゼーションの内側から

二〇〇二年現在、たんにグローバリゼーションと言いましても、そこには、三つの競合する話が含まれております。第一は、グローバリゼーションを内側から観察して語られたお話です。言うまでもなく、この内側から見たグローバリゼーションというのは、グローバリゼーションの勝ち組みの人 (winners) たち、具体的に言いますと、政府の官僚たち、貿易代表団たち、企業幹部たち (CEO)、その他支配力の側にあるエリート構成員たちが口にしてる物語りです。こういう話が決してまず中心として語りますのは、第二次世界大戦後、あるいは最近でいいますと、米ソの冷戦終結後においてグローバリゼーションが経済的に成し遂げた成果 (achievements) についてであります。この話しは、貿易とか、経済的金融統合とか技術とかインターネットとかを口にする話です。二〇〇〇年七月月末の沖縄で開催されたG8サミットで話し合われたのはこういう側面の (内側から見た) グローバリゼーションでしたし、

二〇〇二年六月カナダのカナナスキスで開かれたG8サミットでもこういう形のグローバリゼーションが話し合われた訳です。そういう話しが示しておりますのは、新自由主義的な福音主義 (Neo-liberal evangelism) を基調とする、あの甘い歌声で船乗りたちを難破させ破滅へと誘うという女神サイレンの呼び声です。つまり、一方では貿易・資本・労働力移動および市場支配・民営化を押し進め、それと同時に他方では貿易保護主義、関税、各国政府権能を低減していけば、それは魔法のように、先進国にも開発途上国にも唯一最善の策となるのだという訳です。

(ii) 二番目の話：グローバリゼーションの周縁部から

二番目の話は、グローバリゼーションを外側から観察するものです。この手の話しは大抵が、周縁部へと追いやられ権利や財産を剥奪された人々が語るグローバリゼーションです。ここ十年間に亘って、そして確かな所では今日では有名となりました一九九九年シアトルWTO関係会議の話、先ほど挙げられましたグローバリゼーションのエリートたちに対してゆるやかに共同して闘おうと立ち上った様々な個人や団体の団結が世界的規模で段々と広がっております。このような動きは一般には「反グローバリゼーション運動」と言われております。二〇〇〇年と二〇〇一年に、日本の東京と沖縄、カナダのケベックとオタワで行なわれた抵抗行動は、グローバル・エリートたちが理念的に示しているようなグローバリゼーションに対するこういうグループの広巾な不同意 (disconsent) を示している日加両国の最近の例をあらわしているものと思います。こういうグループの考えに依りますと、グローバリゼーションというものは、今後、自由公正な方法を何ら与えるものではなくて、むしろ、社会的正義を犠牲にしてやりたい放題の企業に恩恵を与える抑圧的な権力に他なりません。

(iii) 三番目の話：九・一一同時複合テロ以後

今度は三番目の話、つまり九・一一テロ以後のグローバリゼーションの話であります。そこには誠に錯綜したグローバリゼーションの図柄 (picture) が画かれております。一方では、日加両国における反テロリスト立法をはじめとする近時の安全性への配慮ゆえに、政府のプレゼンスと社会保護主義 (social protectionism) への関心が高まっております。しかし、他方では、益々多くの国々、益々多くの分野 (sectors) では、貿易と物資および労働力の移動の増大が求められ続けております。又、それと同時に、大きな尺度で見ますと反グローバリゼーション運動の努力のおかげで、社会的利益、言い換えますと、人間的利益 (human interest) が、経済的アジェンダの中に取り入れられはじめました。私はまだ広くお話ししている訳ではありませんが、この九・一一テロ以後のグローバリゼーション論議の中には、私的なものと公的なもの (the private and the public)、経済的なものと社会的なもの (the economic and the social)、グローバルなものや地域的なもの (the global and the local) とが奇妙な形で混在しています。こういう側面からグローバリゼーションを論じていけば、けっきょく、グローバリゼーションの行く末 (future) について論じることになるかと思ひます。

II 現出してきた二つのテーマ

私の考えによりますと、このようにグローバリゼーションを様々な論じて参りますと、けっきょく考察の焦点を合さねばならないのは、そこから現れ出てきた次のような二つのテーマだということになります。

(i) グローバリゼーション：規範的過程

まず第一に、グローバリゼーションを考える場合に必要なのは、グローバリゼーションは、出来事をあれこれと記述していけば本質をとらえることが出来るもの (a descriptive event) ではなくて、それは規範的な過程 (a normative process) であるということです。こういうレンズを置いて見ますと、グローバリゼーションは、書史に名を馳せる「既成の政策」(historic "done deal") ではなくて、政局の行く末の基本的な型を左右する型押し機 (tool) のようなものであるということになります。たんにグローバリゼーションの経済的、技術的な成果だけを見るのではなくて、もしグローバリゼーションの全側面を注視するならば、制度や利益配分に関わる将来の社会改良を際立たせることに役立つことになるでしょう。

(ii) 議論を活発にする必要性

第二に、もしグローバリゼーションを進行中の規範過程と考えるならば、グローバリゼーションの利点およびグローバリゼーションが将来向う方向 (future directions) をめぐって活発に議論する必要が浮き出て参ります。二〇〇二年六月のカナダ・カナダスキスでのG8サミットのような同時会議を包圍している議論を通して、こういう形での対話は始まったばかりです。もっともそれは一方では協議という形で、他方では反グローバリゼーションの協議過程 (anti-globalization protests) という形で行なわれているのです。いかなる社会変革過程 (any process of change) にとりましても、自由かつ広巾な政治的論議 (free and far-reaching political discourses) は不可欠です。グローバリゼーションの過程もまたそうでなくてはなりません。

Ⅲ ロー・スクールは、このようなグローバル化議論にどのように参画すべきか、また参画できるか。

法律家というものは、社会における権力の道具に類稀れなほどに近い位置にありますため、私の報告第Ⅱ部（前述）で検証したあの一つのテーマを扱う（address）機会を持っております。ですから、ロー・スクールは法律家になるための訓練の場（training ground）として、このようなテーマを扱う機会および責任を共に持つ訳です。以下の本報告第Ⅲ部で検証するのは、ロー・スクールがこのようなグローバル化の規範過程に参画（participate）できかつそうしなければならない二つの領域（areas）についてであります。

（一）カリキュラムの改善

ロー・スクールのカリキュラムは、グローバル化の内側と周縁部からの両側の声を内包する——現に発展中の出来事（a work in progress）であるとはいえ——前述のように規範的過程（normative process）である、という点をよくよく熟考（take seriously）する必要があります。ここでは次のような副次的な三つの論点（sub-issues）が生じて参ります。第一点は、比較法の諸コース（comparative law courses）を用意する必要があるという点です。今以上にもっと多くの時間を使って、他国の法と社会およびそれらが本国（at home）の法と社会とどう関連しているのか学習させる必要があります。第二点は、諸科目の学習設定に対して様々に学際的なアプローチ

（interdisciplinary approaches）を促進する（encourage）必要があるということです。グローバル化は経済と法とに関するものと同じ位、社会学と政治学に係わるものであります。

第三点は、国際法の諸コースに加えて、グローバル化を「浸透的教授法」（pervasive method）^⑧（記者注——テボラ・ローアの法曹倫理教授法からトレヴァー・フアロー氏が案出した法曹責任倫理の教授法で、丁度、水が高きから低きへ浸透していくように、原理から徐々に個別的事実と及んでいくことによって法曹責任倫理を効果的に教授することをめざす教授法を言う）によっても教授すべきです。国際公法、国際私法、国際商事仲裁法、国際商事取引法、国際人権法などはすべて、有用かつ重要な科目とします。これらの科目は、調査、法文書作成（writing）、将来法律職の上で起こりうる様々な可能性という特殊領域における学生の思考の基礎づくり（ground）に役立ちます。しかしながらこれと同様、ふつうは「国際的な学科目（international courses）」とは考えられていないこの他のロー・スクールの学科目と、グローバル化という論点とがどのようにかみ合う（impact on）か精査する（examine）ことは重要であります。例を挙げてみますと、労働のグローバル化が地域組合（local union）の労働基準や雇用法に対してどういう影響を与えるか、国際紛争の解決形態が国内訴訟手続規定とどうかみ合うのか、国際取引法上の商慣習が地域内契約法上の債務関係といった助変数（parameter）の中でどう適合していくか、といった様な問題です。様々な国内ないし域内（local）の問題がグローバルな問題によって左右されることが次第次第に増大していると感じられるとするならば、国内あるいは域内諸法を教授する中にグローバルな現実を引き入れる必要が生じているのではないのでしょうか。

(ii) 論議のエートス

第二の領域として、クラスルームでの討論においても、一人でやる調査 (independent research) においても、競合するグローバリゼーションの話しすべての側面とかかわりを持つ (engage with) よう、学生たちを励ます必要があります。学生たちは、地域に直接に関係する利害領域がより多くのグローバルな問題とどうかみ合うのか、そして、又、逆に、グローバルな問題が地域の問題にどう影響するかということをもつながら批判的に考える必要があります。この重要な過程に参画するよう、ロー・スクールの学生にはすすめる必要があります。卒業プログラムは、この過程においてとくに重要な役割を演じます。多様な社会的背景や様々な文化からの出身者たる学生を一堂に集めれば、相互に影響を与え合うロー・スクールや大学院・学部学生たちや学部そのものにも、様々なグローバルな諸文化・諸原理を反映し係わりをもつ機会を与えることになりましょう。

結 論

九・一一テロ以後のグローバリゼーションの話をすることは、あらゆる声 (all voices) に耳を傾けることを必要とするでしょう。ロー・スクールは、こういう形態でのグローバリゼーションとの係わり合い (engagement) と批判的な議論 (critical debate) に場所を与えるばかりではなくて、それを促進する機会と責任を有するのであります。最近の日本のロー・スクール論議では法曹教育の改革が考慮されてきておりますことを思いますと、今こそこのような重要かつ興味津々のプロジェクトをよくよく考えるべき時がやって来たのです。

注

① カナダ・アルバータ大学ロー・スクール所属 (e-mail:tfarrow@law.ualberta.ca)

② 本稿は下記論文の要約である。

"Reviewing Globalization: Three Competing Stories, Two Emerging Themes, and How Law Schools Can and Must Participate" - in the Journal of the Center for International Studies, 愛知学院大学 (予定) および「愛知学院大学法学研究」(愛知学院大学法学会) (邦訳・桑原昌宏予定) 本稿は下記のパネル・ディスカッションで提示した。すなわち、二〇〇二年六月二〇日、二一日、名古屋経済大学と愛知学院大学において報告した要旨である。私は本研究の支持とコメントについて、桑原昌宏、山口進彦、近藤久雄の各教授に、本稿の初稿に対するコメントについてメアリー・M・バードセル (Mary M. Birdsell) 氏に、研究の御支援についてマーチン・Y・サラベリー (Martine Y. Sallaberry) 氏に、謝意を表したい。さらに、本研究の資金援助について、名古屋経済大学、愛知学院大学、カナダのアルバータ大学、カナダ政府、カナダ研究発展プログラムにも心からお礼を申し述べたい。

③ 現在のグローバリゼーション理論の一般論的議論については下記参照。

T. C. W. Farrow, "Globalization or Polarization: Embracing Debate in Global Discourse" (2002) [unpublished, on file with author]. See also Transformations: Politics, Economics and Culture (Stanford: Stanford University Press, 1999), P. Hirst & 2d ed. (Cambridge: Polity Press, 1999), J. Mander & E. Goldsmith, eds., The Case Against the Global Economy and for a Turn Toward the Local (San Francisco: Sierra Club Books, 1996).

④ グローバリゼーションをひとつの規範的過程であるとする私の見解は下記のダニー・ロドリク (Dani Rodrik) 氏の見方を参考にしたものである。

D. Rodrik, "Development, Human Rights, and Globalization" (Panel Discussion, Harvard Colloquium on International

Affairs, Harvard Law School, 5 May 2001), 資料の要約は下記のオン・ラインで入手可能である。

<http://www.wefia.harvard.edu/colloquium/panel_17_c.html>. See also D. Rodrik, Has Globalization Gone Too Far? (Washington: Institute for International Economics, 1997).

- ⑤ 日本の観点からする本論点に関する最近の議論については、下記参照。山口進彦「新しい法科大学院の基本設計について」(名古屋経済大学「比較文化研究」(二〇〇二年)二二号、一七四頁以下)
- ⑥ 私の案出した「浸透的教授法」の概念は法曹の責任と倫理に係わる教授法分野におけるデボラ・ローテ (Deborah Rhode) の下記の著作を参考にしたものである。

D. L. Rhode, Professional Responsibility: Ethics by the Pervasive Method, 2d ed. (New York: Aspen Law & Business, 1998).

(解説) 本稿「グローバル化と法曹教育」は二〇〇二年六月二〇日、名古屋経済大学法学会主催、カナダ政府後援により名経大七号館7Fにおいて行なわれた法学会講演会の記録である。講演の通訳は私(山口)が勤めた。

講演に先立ち法学会会長宮崎教授による懇切なあいさつと論点の詳細な指摘があり、講演についてはパネル・ディスカッションとして、久保田名経大助教授が「グローバル化と会社法」について、桑原愛知学院大教授が「グローバル化と労働法」について問題提起があった。長時間に亘る外国語を使ったシンポジウムであったが、教室一杯に詰めかけた教員、学生、院生諸君は非常に熱心に本シンポジウムに参加して下さった。大会後は、法学会会員の諸先生と記念写真を撮影してなごやかに過ごすことができた。シンポジウム設営を成功裡に担当された法学会の諸先生には心から感謝したいと思います。

思えば、カナダ政府・カナダ大使館の多額にのぼる後援を毎年受けて、隔年でカナダから数人の諸教授を日本へお招きしてシンポジウムを行い、隔年で日本からカナダへ出かけカナダでのシンポジウムでは日本側が英語によってロースクールの先生方や学生たちに話すという活動を行ってきた。そうした地道な国際交流をしてきた一員として、本稿の名経大シンポジウムは、とても大きな成果をもたらしたと思うし、テーマも法科大学院設立を二〇〇四年四月にひかえている日本の問題意識に見事に合致していたと思われる。私自身も、一九九九年、バンクーバーのアリテイ・コロンビア大とエドモントンのアルバータ大ロースクールを訪ね、有意義な日々を過ごすことができたことを懐かしい気持ちで思い起すものである。

トレヴァー・C・W・ファロー先生は現在アルバータ大学ロースクール准教授で、ハーバード大ロースクールを終えて法曹資格を取得されたのち、各地の大学の教壇に立つてこられた新進気鋭の俊秀である。私は、一人で名古屋空港で同先生をお迎えし、三日間共に過ごす機会をもったが、気持ちの良い好青年であった。とくに、桑原先生、近藤先生と共に、幻想的な木曾川での鵜飼見学ははじめての経験で忘れることができない。さらに講演後ドイツ・ビールを法学会の若い俊秀たちと共にしたことも、楽しい思い出となっている。又、カナダへ一年間留学された近藤先生及びアルバータ大学客員教授の桑原先生は、今回の企画にあたっては終始日本とカナダ側の間に入って煩瑣な折衝を一手に引き受けて下さり、さぞかし大変なお仕事であったであろうと推察する。心から御苦労に謝したい。

ファロー先生の講演後二カ月して八月五日に「法科大学院の設置基準等について」の中央教育審議会答申が出され日本版ロースクールの設置基準が発表されたが、ファロー氏の提言は今後も有効な教訓として我々に多くを語りかけてくれることと信じる。

(山口)



2002年6月20日名古屋経済大学法学会主催、カナダ政府後援「グローバルゼーションと法曹教育」T.フarrow先生講演会